

令和元年度 小値賀中学校部活動基本方針及び規則

部活動担当係

【重点目標】 挨拶・返事・整理整頓・時間厳守の徹底

【望ましい態度】

□礼儀やマナーを大切にし、自主性や協調性を高められるよう努力する。

□活動に協力していただく方への感謝の心を持って取り組む。

【規則】

(1) 平常の活動について

- ①部活動への登・下校は制服または学校指定のジャージ、または各部活動で指定された服装とする。活動中の服装は各部で指定された服装とする。
- ②早朝及び昼休みの練習は原則的に認めない。(駅伝練習は例外とする)
- ③部活動への不要物の持ち込みは禁止する。

(2) 活動時間(完全下校時間)について

1月・・・17時30分 2～4月・・・18時 5～7月・・・18時30分
8～9月・・・18時 10月～12月・・・17時30分

※ただし、大会2週間前から練習時間を延長することができるが、その場合、管理職の許可を受け職員会議にて報告し、保護者への連絡を行うこと。

※行事対応の時間延長はしない。

(3) 遠征について

- ①教師の引率ができない場合は参加できない。
- ②貴重品、私服等試合に不必要なものの持ち込みは禁止する。
(電話代等必要な場合は顧問に連絡する)
- ③個人的な外出、買い物は禁止する。
- ④服装は、通学服・学校規定のジャージまたは、各部活動で指定された服装を着用する。
- ⑤遠征は原則として昼間定期便を利用すること。(チャーター船や夜間の太古丸の利用不可)
- ⑥九州商船のフェリーが欠航の場合は、遠征を中止する。荒天の可能性のある場合は、事前に管理職に相談し、遠征実施の有無や延泊の可能性等の確認をすること。

(4) その他

- ①定期テスト前は1週間前より部活動は休みとする。実力テストはこの限りではない。
ただし、大会前は学習に負担にならない程度(1時間程度)の練習を許可する。その場合、管理職の許可を受け職員会議にて報告し、保護者への連絡を行うこと。
- ②違反行為がないように指導の徹底を図る。万が一、そのような行為が発覚した場合は各部の判断で反省活動を行わせる。
- ③市中体駅伝競技の練習は、別途計画とする。
- ④3年生の活動は基本的に8月で終了とするが、吹奏楽部は2学期にコンクールがあるので活動を許可する。土日の部活動については、部活動ガイドラインに基づき活動すること。また、進路(スポーツ関係)が決定したものについては、学校生活の妨げにならない程度に活動を許可する。
※ただし①、②とも担任・顧問の先生と練習参加について確認をとることとする。
- ⑤確認事項 ◎地域の行事をできるだけ優先させること。
 ◎家庭学習や家庭の手伝いをできるだけ優先させること。
- ⑥新入生の活動開始まで日程
4月10日(水) 入部届配布
 部活動見学・体験入部(～13日) ※完全下校は17:30
 入部届が提出された時点で正式に活動を開始する。

⑦生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防の観点から、

- ・本年度より週2回の完全休養日を実施する。
- ・家庭の日(第3日曜日)は部活動は中止すること。なお、公式試合等で中止できない場合は、振り替えて確実に家庭に戻す日とすること。

平成30年3月19日付け「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をうけ、長崎県教育委員会において、持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「長崎県の運動部活動の在り方に関する方針として」として策定された。